

県外派遣費補助金基準額

「

補助金交付 対象人員		大会要項により登録された人員。 ただし、1 校 55 名を限度とする。					
地区別基準額 (一人当たり)		都道府県名				児童	生徒
	1 ブ ロッ ク	北海道				59,000 円	66,000 円
	2 ブ ロッ ク	青森 宮城	秋田 新潟	山形 福島	岩手	50,000 円	57,000 円
	3 ブ ロッ ク	東京 栃木 長野 石川	神奈川 茨城 静岡 愛知	埼玉 群馬 富山 岐阜	千葉 山梨 福井 三重	43,000 円	50,000 円
	4 ブ ロッ ク	大阪 滋賀 山口 香川	兵庫 和歌山 鳥取 徳島	京都 岡山 島根 高知	奈良 広島 愛媛	37,000 円	44,000 円
	5 ブ ロッ ク	福岡 大分	佐賀 宮崎	長崎 鹿児島	熊本	30,000 円	37,000 円
楽器輸送料〈限度 額〉		1 ブロックから 4 ブロック				楽器数×7,000 円	
		5 ブロック				楽器数×6,000 円	
その他		(1) フェスティバル、交歓会等の行事参加については、 上記項目で合算された金額の 50%を補助する（文化的行事のみ）。					
		(2) 要保護及び準要保護児童生徒の補助金については、 地区別基準額に 10,000 円を加算した額を交付する。					
		(3) 楽器輸送料は、実費と限度額のいずれか少ない方を 交付する。					

」